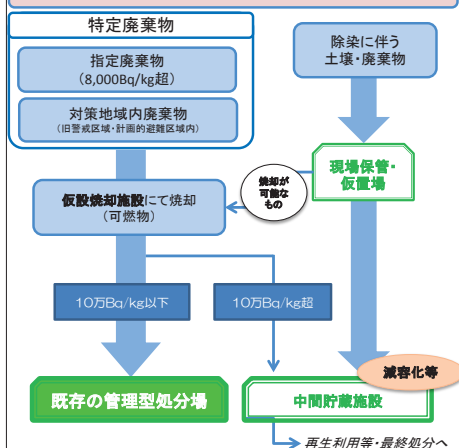


廃棄物等 指定廃棄物の処理の進め方

指定廃棄物の処理について、国は既存の廃棄物処理施設の活用について検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県では、必要な長期管理施設等を確保することとしています。

福島県における指定廃棄物の処理の進め方



減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化実証事業

福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥減容化実証事業

福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

福島県飯館村藤平地区における可燃性廃棄物減容化事業

東京電力開閉所敷地(田村市・川内村)内における農林業系廃棄物減容化事業



放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ
環境省 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会(平成27年9月)

指定廃棄物の処理について、国は既存の廃棄物処理施設の活用について検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県では、必要な長期管理施設等を確保することとしています。

福島県内では、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超え10万ベクレル/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万ベクレル/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

また福島県内では、焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を実施しています。

本資料への収録日：平成28年1月18日